



Title	アイヌ語十勝方言における名詞化節の脱従属節化
Author(s)	高橋, 靖以
Citation	北方言語研究, 4, 149-155
Issue Date	2014
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/55126
Type	bulletin (article)
File Information	10高橋 論文.pdf



[Instructions for use](#)

アイヌ語十勝方言における名詞化節の脱従属節化

高橋 靖以

(北海道大学アイヌ・先住民研究センター)

1. はじめに

本稿では、アイヌ語十勝方言¹における名詞化節の脱従属節化 (insubordination, desubordination) について記述的な分析をおこなう。さらに、証拠性 (evidentiality) の観点から、名詞化節の脱従属節化における制約について考察を試みる。

2. アイヌ語十勝方言における名詞化節のタイプ

アイヌ語十勝方言においては、名詞化助詞 (nominalizing particle) による名詞化節が用いられる (切替 1998)。以下では、それぞれの名詞化助詞の用法について述べる。

2.1 sir

sir による名詞化節は、視覚に基づく認識であることを表す (切替 1998: 344)。ただし、sir が用いられるのは、進行中の事象や一時的な状態を示すものに限られる (高橋 2013: 131)。

- (1) kim ta ku-oman akus yuk tup omanan sir ku-nukar.
山 CMP 1SG.SUBJ-行く CONP シカ 二頭 歩き回る NMP 1SG.SUBJ-見る
「山に行ったところ、シカが二頭歩き回る様子を私は見た」
- (2) ayapo ekaci turse sir an.
おやおや 子供 転ぶ NMP ある
「おやおや、子供が転んだ」

2.2 (h)um

(h)um²による名詞化節は、視覚以外の感覚に基づく認識であることを表す (切替 1998: 343)。

- (3) toon apusta or en nen kay ek tek apusta kikkik hum
あの 戸 ところ CMP 誰 AP 来る CONP 戸 何度も叩く NMP
as.
鳴る
「あの戸のところへ誰かが来て、戸を何度も叩く音がする」

¹ アイヌ語十勝方言のデータは、北海道中川郡本別町に在住された沢井トメノ氏 (1906-2006) から調査によってえられたものである。同氏のご教示に感謝申し上げます。

² hum と um は自由変異とみなされる。

- (4) taan mikan rurkor hum an wa keraan hum an.
 この ミカン 甘い NMP ある CONP おいしい NMP ある
 「このミカンは甘くておいしい」

2.3 ru

ru による名詞化節は、何らかの証拠に基づく認識であることを表す。切替 (1998: 344) は、確定的な認識を表すと記述している。

- (5) apemaw erikasi oman wa sirpeken ru an.
 炎 上の方へ 行く CONP 明るい NMP ある
 「炎が上の方へ伸びて周囲が明るい」
- (6) taan imi satke p tanne wa pirka ru an.
 この 着物 乾かす もの 長い CONP 良い NMP ある
 「この物干し竿は長くて良いね」

2.4 (h)aw

(h)aw³による名詞化節は、発声に基づく認識であることを表す。切替 (1998:342) は発話に基づく認識を示すと記述している。

- (7) paskur eikostek haweas haw wen.
 カラス あまりに 声を出す NMP 悪い
 「カラスがあまりに鳴く様子が良くない」
- (8) toon ekaci ranmano paraparak aw an.
 あの 子供 いつも 泣く NMP ある
 「あの子供はいつも泣く」

2.5 pe

pe による名詞化節は、規範などの義務的モダリティ (deontic modality) を表す。切替 (1998) には取り上げられていない。

- (9) wen ari hawas pe anak somo an pe tap an na.
 悪い AP 言われる NMP AP 否定 ある NMP AP ある FP
 「『悪い』と言われることはあってはならないものだ」
- (10) pet kopak en apa somo a-kar pe ne.
 川 方向 CMP 戸口 否定 INDEF.TR.SUBJ-つくる NMP である
 「川の方向へ戸口はつukらないものだ」

³ haw と aw は自由変異とみなされる。

2.6 (h) i

(h)⁴による名詞化節は、名詞化助詞の中で無標の形式であり、特定の証拠性やモダリティとの関連は認められない。切替 (1998: 343) は、「…するとき」「…するところ」「…すること」という訳語のみを示している。

- (11) amam num pirka hi uk wa are yan.
 穀物 粒 良い NMP 取る CONP 置く FP
 「穀物の粒の良いところを取って置きなさい」

- (12) una anak apehuci sini hi ne.
 灰 AP 火の女神 休む NMP である
 「灰は火の女神が休むところだ」

2.7 katu

katuによる名詞化節は、様態を表す。また、主節の述語は何らかの評価を示すものに限定される。切替 (1998) には取り上げられていない。

- (13) ukuran ku-cinita katu wen na.
 昨晚 1SG.SUBJ-夢に見る NMP 悪い FP
 「昨晚、私が見た夢は良くなかった」

- (14) ekaci asin katu wen na.
 子供 小便する NMP 悪い FP
 「子供が小便をする様子が良くない」

3. アイヌ語における名詞化節の脱従属節化のタイプ

以下では、アイヌ語における名詞化節の脱従属節化のタイプについて述べる。脱従属節化とは、従属節が主節としての地位を獲得する過程をさす (Aikhenvald 2004: 392)。

アイヌ語において名詞化節の脱従属節化を認定する基準としては、文末における補文標識 (complementizer) の使用を考えることができる⁵。アイヌ語の名詞化節においては、名詞化助詞と名詞化接尾辞 (後述) が、補文標識として機能する。

名詞化助詞の文末用法は、北海道の諸方言に幅広くみられる (金田一 1931, 金田一・知里 1936, 知里 1942, 浅井 1969, Refsing 1986, 田村 1988, 切替 1998, 佐藤 2008)。以下の例にみられるような、文末での名詞化助詞 (補文標識) の使用を、本稿では脱従属節化と位置づける (例文は十勝方言)。

⁴ hi と i は自由変異とみなされる。

⁵ Evans (2007: 370) は、脱従属節化を認定する基準の一つとして、補文標識の使用をあげている。ただし、アイヌ語の名詞化節における脱従属節化の認定に関しては、主節の省略などの問題などについてさらに分析を進める必要がある。

- (15) e-korupo an ru he?
 2SG.SUBJ-兄 いる NMP FP
 「あなたには兄がいるのか」

一方、名詞化接尾辞 (nominalizing suffix) の文末用法は、サハリンの諸方言に幅広くみられる⁶。以下の例は Pilsudski (1912: 124, 153) による。(16)は従属節の例、(17)は脱従属節化とみなされる例 (名詞化接尾辞の文末用法) である (表記を一部改変)。

- (16) Samaje kamui isam-hi ne ciki, e-netopak-hi hannex
 Samajekuru god not exist-NM be CONP 2SG.SUBJ-body-POSS not
 ku-nukara.
 1SG.SUBJ-see

‘Had he not been there, Samajekuru, then should I not have seen thy body (again).’

- (17) nax an kusu, tani, tan sipo eci-konde-he.
 so exist CONP now this box 1SG.SUBJ.2SG.OBJ-give-NM
 ‘That being so, now I give thee this box.’

なお、サハリン方言においても名詞化助詞は存在するが、名詞化助詞を伴った脱従属節化の例はみられない。一方、北海道方言には、サハリン方言の名詞化接尾辞に相当する形式はみられない。すなわち、名詞化節の脱従属節化において、両方言の名詞化助詞と名詞化接尾辞は相補的な関係にあるといえる⁷。

4. 十勝方言における名詞化節の脱従属節化

十勝方言においては、いくつかの名詞化助詞に脱従属節化の用法がみられる。以下の例のように、ru と(h)aw、(h)i を用いた従属節は、脱従属節化が可能である。一方、それ以外の名詞化助詞には、脱従属節化の用法はみられない。すなわち、名詞化節の脱従属節化には一定の制約がみられることがわかる。なお、脱従属節化した名詞化節は、諾否疑問 (yes/no question) や意外性 (mirativity) を表す。

- (18) e-cikir-i arka ru he?
 2SG.SUBJ-足-POSS 痛い NMP FP
 「あなたは足が痛いのか」

- (19) hankeko e-oman tek e-san ru he.
 遠く 2SG.SUBJ-行く CONP 2SG.SUBJ-下る NMP FP
 「あなたは遠くに行って下ってきたのだな」

⁶ 知里 (1942: 497) はこのタイプの構文について、確定的な認識を表すと記述している。

⁷ この問題に関しては、周辺諸言語を含めた地域類型論的な考察が必要といえる。また、サハリン方言においては、名詞化接尾辞と所属接尾辞 (possessive suffix) が同一の形態をとることも注目される。

- (20) e-wakkaku aw he?
 2SG.SUBJ-水を飲む NMP FP
 「あなたは水を飲む（と言う）のか」
- (21) nep kay a-momte aw he?
 何 AP INDEF.TR.SUBJ-流す NMP FP
 「何か流された（と言う）のか」
- (22) nean kur nis ka en terke tek nis ka ta oman tek
 その 人 雲 上 CMP 跳ねる CONJ 雲 上 CMP 行く CONJ
 ene awki i.
 このように 言う NMP
 「その人は雲の上へ跳ね飛んで、雲の上へ行ってこのように言った」

上記の例における名詞化節は、いずれも間接的にえられる情報や発言に関わるものといえる。すなわち、アイヌ語十勝方言においては、「脱従属節化を起こす名詞化節は間接証拠 (indirect evidence) を意味するものに限定される」という制約が存在すると推定することができる⁸。

5. 通言語的にみたアイヌ語十勝方言の脱従属節化

通言語的に、脱従属節化は証拠性やモダリティに関与することが知られている (Aikhenvald 2004, Evans 2007)。エストニア語 (ウラル諸語) においては、分詞による脱従属節が間接証拠を表す (Aikhenvald 2004: 283)。

- (23) seal üks mees ela-vat.
 there one:NOM.SG man:NOM.SG live-PRES.PART.PARTVE.SG
 ‘A man lived there (it is said).’

Aikhenvald (2004: 147)は証拠性と脱従属節化の関連について類型論的な整理をおこなっている。その記述から判断する限り、脱従属節化は間接証拠と関わる傾向が強いといえる。すなわち、アイヌ語十勝方言の制約は通言語的な傾向とも関連するものといえる。

脱従属節化において間接証拠が現れる理由については、以下のような仮説を立てることができる。間接証拠は、陳述 (statement) と証拠 (evidence) を結び付ける際に、話者の推論などの認識的モダリティ⁹ (epistemic modality) が関与する度合いが強いと考えられる。一方、脱従属節化は従属節が主節として再解釈される現象である。アイヌ語は SOV 型の言語であり、再解釈された主節は文末においてモダリティを有することが可能となる¹⁰。すなわ

⁸ 沙流方言や千歳方言の文法記述においては、文末に現れる名詞化助詞に制約があることは指摘されていない (田村 1988, 佐藤 2008)。これは、名詞化助詞の文末用法に方言的差異があることを示すものといえる。

⁹ Palmer (2001: 24-5) は、認識的モダリティを推測 (speculative)、推理 (deductive)、仮定 (assumptive) という三つのタイプに分類している。

¹⁰ Evans (2007: 394) は、脱従属節化がモーダルな意味を実現する現象が、諸言語に幅広くみられることを

ち、モダリティの実現に関して、間接証拠と脱従属節化は共通の傾向を示すといえる。このような性質から、脱従属節化と間接証拠は一定の関連を有するものと推測される。

一方、直接証拠は、陳述と証拠を結び付ける際に、認識的モダリティの関与する度合いが相対的に低いと考えられる。すなわち、直接証拠と脱従属節化は、モダリティの実現に関して相反する傾向を有するため、共存が難しいと考えることができる¹¹。また、通言語的には、脱従属節が義務的モダリティを表すことが知られている (Evans 2007: 401) が、アイヌ語十勝方言においてはこのタイプの脱従属節化はみられない。この理由については、なお詳細な検討が必要といえる。

6. おわりに

本稿では、アイヌ語十勝方言における名詞化節の脱従属節化について検討をおこなった。その結果、証拠性のカテゴリーが、脱従属節化の制約に関わっていることを推定した。他方言との比較、通時的变化、地域類型論的な検討などは今後の課題としたい。

略号

1: first person, 2: second person, AP: adverbial particle, CMP: case marking particle, CONP: conjunctive particle, FP: final particle, INDEF: indefinite, NM: nominalizing suffix, NMP: nominalizing particle, NOM: nominative, OBJ: objective, PART: participle, PARTVE: partitive, PERF: perfect, PL: plural, POSS: possessive, PRES: present, SG: singular, SUBJ: subjective, TR: transitive, VP: verbal particle

参考文献

- Aikhenvald, A. Y. (2004) *Evidentiality*. Oxford: Oxford University Press.
- 浅井亨 (1969) 「アイヌ語の文法—アイヌ語石狩方言文法の概略—」アイヌ文化保存対策協議会 (編) 『アイヌ民族誌』下: 771-800. 東京: 第一法規.
- 知里真志保 (1942) 「アイヌ語法研究」『樺太庁博物館報告』4(4). 豊原: 樺太庁博物館 (『知里真志保著作集』第3巻, 平凡社, 東京, 1973 所収) .
- Evans, N. (2007) Insubordination and its uses. In: I. Nikolaeva (ed.) *Finiteness: Theoretical and Empirical Foundations*. Oxford: Oxford University Press. 366-431.
- 金田一京助 (1931) 『アイヌ叙事詩ユーカラの研究』第2巻. 東京: 東洋文庫.
- 金田一京助・知里真志保 (1936) 『アイヌ語法概説』東京: 岩波書店 (『知里真志保著作集』第4巻, 東京: 平凡社, 1974 所収) .
- 切替英雄 (1998) 「アイヌ語十勝方言による昔話『島を引いて泳ぐオタスの少年の物語』の辞典と文法 (2)」『北海学園大学学園論集』98: 315-349.
- Palmer, F. R. (2001) *Mood and Modality* Second edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pilsudski, B. (1912) *Materials for the Study of the Ainu Language and Folklore*. Cracow.

指摘している。

¹¹ アイヌ語の他方言(沙流方言や千歳方言)に関しては、ここでの仮説は必ずしも適合するとはいえない。この問題に関しては、さらに記述的な分析が必要である。

- Refsing, K. (1986) *The Ainu Language: The Morphology and Syntax of the Shizunai Dialect*. Aarhus: Aarhus University Press.
- 佐藤知己 (2008) 『アイヌ語文法の基礎』 東京: 大学書林.
- 高橋靖以 (2013) 「アイヌ語十勝方言における証拠性と叙述類型」『北方言語研究』3: 129-136.
- 田村すず子 (1988) 「アイヌ語」 亀井孝・河野六郎・千野栄一 (編) 『言語学大辞典』1: 6-94. 東京: 三省堂.

Insubordination of Nominalized Clauses in the Tokachi Dialect of Ainu

Yasushige TAKAHASHI

(Center for Ainu & Indigenous Studies, Hokkaido University)

This paper analyzes insubordination of nominalized clauses in the Tokachi dialect of Ainu. In the dialect, insubordination of nominalized clauses is restricted to indirect evidence. This suggests that the category of evidentiality correlates with insubordination of nominalized clauses.

(たかはし・やすしげ takahashi@let.hokudai.ac.jp)